

フランスの住区評議会制とメンバー構成問題

——くじ引きは熟議フォーラムになにをもたらしたか——

中 田 晋 自

- I 問題の所在
- II 現代の熟議フォーラムにおけるくじ引き導入の意義
- III 一般市民による討論参加の効果
- IV 住区評議会のメンバー構成問題
- V むすび——今後の比較調査研究へ向けて——

I. 問題の所在

(1) 政治領域へのくじ引きの再導入

1970年代初頭にアメリカとドイツで開始された「市民陪審制 (citizens' jury)」や「計画細胞 (Planungszelle)」と呼ばれる熟議フォーラムの試みは、代表制民主主義が正統性の危機にあるとみなすいわば「ポスト代表制」の模索¹⁾といえるが、1990年代半ば以降、それは制度化というかたちをとって世界へと広がっていった²⁾。こうした制度化の試みはよく「アテネの古典的デモクラシーの伝統をつぐもの」と主張されるが、それはかつてアテネ市民によって構成された立法委員会がくじで選ばれたのと同様、今日設置されている熟議フォーラムの多くが、そのメンバーをまさに「ランダム・サンプリング」という方法を用いて選出しているからであった³⁾。

参加民主主義研究で知られるイヴ・サントメールは、著書『権力を人民に——市民陪審制、くじ引きそして参加民主主義——』(2007年、未訳)⁴⁾において、代表制民主主義が正統性の危機に陥っている今日、「政治領域へのくじ引きの再導入」がその有効な対抗手段たり得るのかについて検討を加えているが、そもそもここでくじ引きの採用が「再導入 (réintroduction)」と位置づけられるのは、上述の古代アテネや、さらに中世・ルネサンス期のイタリア (ヴェネツィア共和国やフィレンツェ共和国) の政治領域において、この手法がすでに「導入」されていたからに他ならない。現代におけるその「再導入」は、上述のように1970年代初頭のアメリカとドイツ

で開始され、その後デンマークやオーストラリアにもその導入事例⁵⁾がみとめられるが、フランスの熟議フォーラムにおいて初めてくじ引きが導入されたのは、サントメールによれば、パリ20区の住区評議会 (conseils de quartier) であるとされる (1995年)⁶⁾。このときパリ20区では、区当局が区内を7つの住区 (quartier) に区画し、設置された7つの住区評議会におけるそれぞれ39名の評議員を、さらに各13名の3カテゴリーに分け、そのうちの1つが「有権者リストからくじ引きで選ばれた」市民たちによって構成されることになったのである (「パリ20区住区評議会憲章」第5条)。

このように、米独の先行事例から20年ほどの後れをとったとはいえ、フランスにおいてもくじ引きの「再導入」がなされたことになる。その後、フランスで初めての「市民会議 (conférence de citoyens)」(英語の「コンセンサス会議 (consensus conferences)」をこう呼びかえた) が、1998年に「遺伝子組み換え作物 (OGM)」をテーマに取り上げて組織されたのを皮切りに、2002年と2003年には「気候変動」と「下水汚泥」をそれぞれテーマとして市民会議が開催され (国会事務局)、市民陪審制についても、2002年に「市民パネル (panel citoyen)」の名称でパリ市第19区に設置され、同区内のスターリングラード住区で横行する「ドラッグ使用問題」について議論されたりしたという⁷⁾。

(2) フランスの住区評議会とくじ引き

フランスでは、2002年の近隣民主主義法が人口8万人以上のコミューン (commune)⁸⁾に対し、市内をくまなく複数の住区に区画し、各住区に「住区評議会」の設置を義務づけており (以下、この新制度を住区評議会制と表記)、都市レベルにおける熟議フォーラムの設置が法制度化されていることになる。しかも、同法は住区評議会の制度設計を各コミューン議会に委ねており、人口8万人以上という条件を満たすコミューンがフランス本土だけでも50⁹⁾あることを踏まえれば、フランスの各地で多様な名称、多様な組織形態、そして何よりも多様なメンバー構成原理に基づく熟議フォーラムが組織されていることになる¹⁰⁾。

このように、近隣民主主義法 (2002年) が住区評議会制の導入を規定すると、フランスの『空間と社会』誌は、同法が市民たちを都市自治体の政策決定に近づけるものなのかとの関心から、翌2003年に「都市と民主主義」を特集し (112号)、同号をモーリス・ブランとともに編纂したア

ルベール・レヴィは、同号に掲載された論考「フランスの地域民主主義：争点と障害」¹¹⁾において、代表制民主主義と参加民主主義の関係性の問題を念頭に置きつつ、「住区評議会制が惹起している幾つかの問題」を列挙している¹²⁾。

これらを改めて整理したものが、下記の6点である。

- ① 住区の区画問題（その境界線は誰がどのように決定するのか？）
- ② 住区評議会のメンバー構成問題（どのようなカテゴリーの評議員を何名おくのか？ 評議員や議長をどのように選任し、彼らにどのような地位を与えるのか？）
- ③ 非有権者の参加問題（外国人や子どもも参加可能か？ 権限の強度にかんする4つのレベルのいずれか？：市当局からの情報提供、市当局からの意見聴取、市当局との事前協議、市当局との共同決定）
- ④ 住区評議会の権限問題（予算にかんする決定権限は与えられるか？）
- ⑤ 代表制民主主義（既存の代表諸機関や地方議員）との関係性問題
- ⑥ 専門家との関係性問題

まず①の問題に関連して、上述のように1995年に設置されたパリ20区の住区評議会について調査研究を実施したロイック・ブロンディオーとサンドリーヌ・ルベックは、住区評議会を設置することにより、パリ20区役所が区内を「社会的に多少とも同質性があり、歴史的ないし政治的に関連性のある単位」としての「住区」に区画し、「住区へのアイデンティティを創出する」という新しい課題に直面したと指摘している¹³⁾。

こうしたいわゆる地理的区画に対置して、彼らが住区評議会内の「政治的区画」と呼んだのが、まさにレヴィが設定した②の問題である。この問題は、現代フランスの熟議フォーラムのメンバーが、様々なカテゴリーに「区画」された住民を正統に代表可能な構成となっているかという代表性の問題と言い換え可能であり、その意味で③の問題とも関連する（本稿「むすび」参照）。さらにこの②の問題に関連して、レヴィは「アテネの民主政によって用いられた手法」としての「くじ引き (le tirage au sort)」に言及しているが、本稿が関心を寄せるのは、まさに住区評議会のメンバー構成におけるくじ引きの採用が、この熟議フォーラムにどのような効果をもたらしたのかである。

なお、このくじ引きの適用方法にかんして、どのようなカテゴリーの評議員を選出するために、どのようなリスト上からくじ引きするのかという問題が依然として残されているというレヴィの指摘は重要である¹⁴⁾。というのも、もし無作為抽出の基礎となるリストが「フランス有権者名簿」(国政選挙・地方選挙で用いられているもので、各自の自主的な事前登録が必要)である場合、公職選挙における投票権行使以外には政治参加の意思を持たない有権者をも市政への動員の対象としている点で、自発性に基づく市民参加の社会運動とは前提がまったく異なるからである。

上述の1995年におけるパリ20区の事例以外にも、住区評議会制(2002年)の枠組みのなかでくじ引きを採用する動きがみられ、実際筆者が現地実態調査を実施しているフランスのリール市の「住区評議会 (conseils de quartiers)」やアミアン市の「住民評議会 (conseils d'habitants)」でも、評議員を選出する仕組みの一つとしてくじ引きが導入されている。そして、その無作為抽出の基礎となるリストが、まさしく「フランス有権者名簿」である(後述)。

(3) 本稿の目的と構成

以上のような問題状況を踏まえ、本稿の目的は、その長い歴史のなかでは「再導入」と位置づけられる現代の熟議フォーラムでのくじ引きの採用について、その意味・意義や問題点を理論的な観点から考察するとともに、メンバー構成にくじ引きを導入しているフランス諸都市の住区評議会を事例とした経験的分析を参照し、検討するなかで、その効果の如何を明らかにすることにある。

そこで第Ⅱ節は、現代の様々な熟議フォーラムがくじ引きにどのような意味を見出し、どのような政治的効用を期待してきたのかについて、サントメールの議論¹⁵⁾を中心に検討していく。くじ引き擁護論の立場に立つサントメールは、後述のように、熟議フォーラムへくじ引きを導入することでメンバーが社会的に多様な構成となり、熟議を通じてより良識的な意見形成が期待できるとするが、こうした一般市民の日常的な経験に基づく判断が現実の意見形成プロセスにおいて、どのような効果を持っているのかは必ずしも明らかでない。そこで第Ⅲ節では、上述のように1995年に設置されたパリ20区の住区評議会がメンバー選出にくじ引きを採用していた点に着目し、その設置前後のプロセスにかんするブロンディオーとル

ベックの現地調査研究¹⁶⁾に依拠しながら、くじ引きにより選出された一般市民の討論参加が、会合の場において実際どのような効果を発揮したのかについて検討する。

他方で、一般市民の良識的意見形成力への信頼が行き過ぎたときには、弊害をもたらすこともある。すでに述べたように、1970年代初頭にアメリカとドイツで開始されたくじ引き導入の動きは、1990年代以降世界の熟議フォーラムへも広がっていくが、熟議フォーラムのなかには、従来から参加民主主義の運動を担ってきたアソシアシオンの代表者・活動家を、フォーラムにおける討議の開始前から個別の利害関心を有しているとして敵視し、彼らを排除するところもあるという¹⁷⁾。事実、筆者が現地実態調査を実施しているアミアン市の住民評議会においてもこれに類似した問題が生じていることから、第IV節では、こうした観点で同市の問題状況を分析するとともに、もう一つの調査対象フィールドであるリール市の住区評議会も視野に収めつつ、メンバー構成という観点から諸都市の住区評議会を類型化してみたい。

II. 現代の熟議フォーラムにおけるくじ引き導入の意義

(1) 政治領域におけるくじ引きの意味——5つのモデル——

政治領域においてある特定の役職者を選出する手法は、くじ引き以外にもいくつかの手法が思い当たる。例えば、メンバーによる選挙、現行メンバーや上層部が新規メンバーを補充するための任命 (cooptation)、自発的意思、官職売買、選抜試験、世襲、IQ テスト、身体・戦闘能力などであり¹⁸⁾、これらすべての方法がそのときどきの状況に合わせ、時には組み合わされて用いられてきた。今日の政治・行政領域では、ほとんどの場合、公職者の選出は選挙や任命 (例えば首相による閣僚の任命) によっておこなわれ、高級官僚は選抜試験と任命によっておこなわれるとはいえ、それは「代表制に基づく政治システムが台頭した18世紀末以降のこと」に過ぎず、それまでの長きにわたり、くじ引きが共和政体や民主政体において公職者を選任する有力な方法の一つとなってきたという事実をまず確認しておく必要がある。

これらの点を確認した上で、先のサントメールは、くじ引きが政治領域において一体どのようなものと捉えられてきたかを、5つのモデルで整理

している（実際にはこれらの組み合わせ）¹⁹⁾。

- ① 宗教的・超自然的パースペクティブにおけるとりわけ神の啓示としてのくじ引き
- ② ある論争的な問題（役職配分）を解決する公明正大な手段としてのくじ引き
- ③ 全員による全員の自己統治（統治者と被治者の役割のローテーション）を強化する手法としてのくじ引き
- ④ 「常識」をよりどころとすることで、誰もが権力を担いうるとの確証としてのくじ引き（③とは若干異なる）²⁰⁾
- ⑤ 人々のなかから代表サンプルを採取する手法としてのくじ引き（共同体の名の下に見解表明し、評価し、判断し、時には決定を下すいわば小宇宙）²¹⁾

いま最後にみたモデル⑤は、代表サンプルの採取を技術的に可能とする統計学の成果を前提としており、比較的近年になって発展してきたものであるとされ、現代の熟議フォーラムが有する特徴は、まずなによりも政治領域におけるくじ引きの意味をモデル⑤のように理解する点にあるとされる。この点は、本稿が関心を寄せるフランス版熟議フォーラムとしての住区評議会が、どのような位置づけでくじ引きを導入しているのかを考える上で重要な意味を持つことから、モデル⑤のような捉え方の諸特徴をやや詳細にみていくことにする²²⁾。

第一の特徴は、代表サンプルが各個人の多様な意見の総和の一部を切り取ってきたスナップショットの供給とみなされ得るという点である。まさに古典的な世論調査や満足度調査がこれに該当するが、これだけでは、無作為抽出された人々のあいだでの熟議がおこなわれないという問題点が残される。第二の特徴は、代表サンプルがその基礎となるグループ内の多様性を反映したものとみなされ得るという点である。その場合、分析的な視点や社会的経験を踏まえることで、無作為抽出された人々のあいだでの熟議はより内容豊かでバランスのとれたものになり得る（1960年代末に始まる司法領域の陪審制改革や近年の様々な熟議フォーラム）。第三の特徴は、代表サンプルが住民の主要諸カテゴリーの利害を反映可能にしているとみなされ得るという点である（様々な職能団体の代表が政府を構成する

コーポラティズム体制、近年の司法領域における陪審制、熟議制意見調査)。第四の特徴は、代表サンプルが専門家の知識よりも素人の判断を重視する手段とみなされ得るという点である。こうしたことが期待できるのは、対立的な争点に対し個別的な利害を持つことなく熟議に参加しているメンバーをより公正に処遇することで、一般市民の「慣習知(savoir d'usage)」²³⁾を動員する一方で、熟議に熟達している一部のメンバーの社会的経験を全体で共有する場合である。現代の熟議フォーラムにおいてランダム・サンプリングを採用することは、その意味で専門的知識を持たないごく一般的な市民たちを重視することになる。そして第五の特徴は、ごく限られた事例ではあるが、市民参加に不慣れな一般市民を公権力が動員する手段としてくじ引きを用いる場合、「自発的参加者たち」が敵視され、排除されることがあるという点である(例えばドイツにおける参加型予算の取り組みなど)。その背景には、一般市民の慣習知に基づく良識的意見形成力への徹底した理想化があり、公権力の側のそうした発想が、アソシアシオンを拠点とした市民活動家との衝突という新しい問題を惹起しているという。

この最後の問題は、すでに述べたように、フランスの中規模都市アミアンの市当局が住民評議会にくじ引きを導入した際に生じた紛争の構図を言い当てていることから(2009年1月)、第IV節でより具体的に検討することにする。

(2) くじ引きが熟議フォーラムにもたらす民主主義的効用

このように政治領域においてくじ引きがどのようなものと捉えられてきたかを5つのモデルで整理したサントメールは、①を除くほとんどのモデルに対し共通して期待されているくじ引きの効用を列挙しているが、本稿では、現代の熟議フォーラムにくじ引きを導入することでどのような民主主義効用が期待できるのかという観点に立って、それらを以下の2点で整理する。

ここでまず強調されるべき第一の民主主義的効用は、くじ引きにより選ばれた一般市民たちによる「良識的な意見形成」である。すなわち、現代の熟議フォーラムにくじ引きが導入されて以来、公共政策や公的論点を審理する「理性の審判」は、啓蒙の時代のような知識人階級や教養のあるブルジョア階級の専有物ではなく、基本的には誰しものが担いうるものとなっており、これこそまさに熟議フォーラムという新しいメカニズムを考案し

た者たちが目指していたものである、と。

代表サンプルとして選ばれた市民たちが熟議や意見形成に関与するという民主的な熟議フォーラムの創設理念をめぐっては、世論調査に対してなされるのと同様の批判が寄せられ、社会学者たちからは悲観的な見解（一般市民は政治にほとんど関心などないし、意見といっても、そのレベルは各人が持っている経済資本や文化資本によって千差万別）が示されているが、サントメールは、くじ引きを熟議と組み合わせることで、世論調査の一方的的で世論誘導的な性格は克服される一方で、一般市民の意見に耳を傾けるという世論調査の政治的理念は守られると述べている。すなわち、一般市民たちに意見表明権を与えることが重要なのであり、その結果、社会的エリートたちの主張だけでなく、科学の名において表明される専門家たちの主張も相対化されるし、一般市民やくじ引きに対し繰り返される様々な不信とは反対に、現代の様々な熟議フォーラムの経験が指し示しているのは、熟議を前提とした政治参加それ自体が民主主義的なだけでなく、良識的な結論を導き出しているという事実である、と²⁴⁾。

現代の熟議フォーラムにくじ引きを導入することによって期待される第二の民主主義的効用は、基礎となる社会の多様性に配慮した「社会学的な代表性 (représentativité)」が確保される点であるという²⁵⁾。こうした社会学的な代表性を、代表される人民と代表者集団とのあいだの「社会学的相似性」と言い換えるとすれば、ランダム・サンプリングを通じて、基礎となる社会から統計学的に正確な代表サンプルを抽出した熟議フォーラムが、まさに良好な社会学的相似性を実現したということになる。その典型的事例は、陪審員の属性（人種や性別）が判決内容を規定すると見なされる場合におけるアメリカの司法陪審制に見いだされるが、この視点が代表制に適用されれば、例えば労働者一般を一人の労働者が代表し、女性一般を一人の女性が代表するというように、それはもはや分化した既存の社会的階層や社会集団を単位とする「利益代表制」あるいは「コーポラティズムの現代的な変種」と呼ぶべきものとなるであろう。

ここで注意すべきは、サントメール自身、熟議フォーラムが社会的に分化した諸集団を単位とする利益代表制となることを望んでいないだけでなく、熟議フォーラムが社会学的な代表性に配慮したメンバー構成を実現することが、そのまま一般市民による良識的な意見形成をもたらすとも考えていない点である。一般市民による良識的な意見形成はまさに「アクティ

「多様なプロセス」なのであって、それはむしろ多様なメンバー構成が熟議を活性化したときに実現されるものなのである。

意思決定の場におけるメンバー構成の多様性が熟議にダイナミズムを与えるとする自らの議論を強化するため、サントメールは代表制民主主義におけるクォータ制（男女同数制）を擁護するアン・フィリップスの「存在の政治」論²⁶⁾を検討し、次のような結論を引き出す。すなわち、「民主主義はそれ自体が一つの価値をなすとともに、代表制への男女の平等な参加が民主主義の一要件とみなされうる」と。サントメールはこれを男女比の問題にとどめず、さらに「すべての被抑圧集団」の問題へと拡張すべきと主張するのである。

さらにここで確認すべきは、サントメール自身が熟議フォーラムにクォータ制が必ずしも適格的とは考えていないということである。彼にとって重要なのは、あくまでも熟議に参加するメンバーの社会的出自を多様化させることであり、これによって、より多様な視点や経験が熟議をより内容豊富なものにし、メンバーが相互の偏見を軽減し、相互の垣根を低くすることを期待するのである。社会諸集団に対しポストを割り当てる必要がないのであれば、これらの集団について厳密に定義したり、基準を設けたりする必要もなく、その意味でも、くじ引きが熟議フォーラムのメンバー選出にとりわけ適格的であると評価できることになる。

以上のように第Ⅱ節では、まず政治や司法の領域においてくじ引きがどのように位置づけられてきたかについて明らかにした上で、政治領域にくじ引きを導入することで様々な政治的効用が期待されること、そして特に、現代の熟議フォーラムにくじ引きが導入されることで、クォータ制を導入せずとも、社会学的に多様な参加者が確保され、もしこうした多様なメンバー構成が熟議にダイナミズムを与えるならば、彼らが良識的な結論を導き出すことも十分期待できるとするサントメールのくじ引き擁護論についてみてきた。

ただし、こうした一般市民の慣習知が、現実の意見形成プロセスにおいてどのような積極的役割を果たすのかについては必ずしも明らかでない。以下節を改め、住区評議会を1995年に設置したパリ20区の事例を対象とするブロンディオーとルベックの実証研究をみていくなかで、くじ引きによって選出された一般市民の討論参加が、会合の場において実際どのよう

な効果を発揮したのかについて明らかにしていく。

III. 一般市民による討論参加の効果

(1) 1995年コミュン議会選挙と住区評議会の設置

1995年6月に全国一斉で実施されたコミュン議会選挙²⁷⁾は、パリの6つの区議会選挙(3区、10区、11区、18区、19区、20区)において社会党区政が誕生し、長く新ドゴール派「共和国連合」(RPR)が主導してきたパリ市政(パリ市議会)に風穴が開いた点で、新たな流れが作り出された選挙とみなされる。上述のように、パリ20区²⁸⁾に住区評議会が設置されたのは、まさにこの選挙において社会党ミシェル・シャルザ(Michel CHARZAT)率いる左翼連合区政が成立したことを契機としている。

同区の住区評議会設置プロセスを分析したブロンディオーとルベックは、その背景として、1995年における左翼連合の勝利がパリ20区住民による「さらなる地域民主主義への熱望」と解釈された点を指摘し、ここには「地元アソシアシオンと左翼政党との収斂」があったと述べている²⁹⁾。すなわち、中道派ディディエ・バリアニ(Didier BARIANI)の区政(1983-1995年)に反対する地元アソシアシオンが同区政における「住民との事前協議の欠如」「民主主義の不在」を主張し、「住民との事前協議の重要性」や市の計画にかかわる「住民からの意見聴取の不可避性」といった言説を構築するなか、当時野党であった社会党シャルザ陣営は、1995年の選挙へ向けた政策綱領のなかでこのテーマを取り上げ、民主主義の「増進」と同区当局への要望の政策提案方法の「刷新」(地域民主主義領域における従来の実践との決別)を掲げるとともに、「現場(terrain)」重視の観点から候補者リストにそうした地元アソシアシオンのメンバーを参画させたのである。

新区政成立後、地域民主主義・若者担当助役のダヴィ・アスリーヌ(David ASSOULINE)は、地元アソシアシオンの参画を社会党勝利の主要ファクターの一つと自己分析したが(1995年11月)、選挙戦での勝利に貢献した支持団体の政策である「地域民主主義」の強化政策がパリ20区の新区政によって実行に移されたとしても、決して驚くことではない。その意味で、パリ20区の住区評議会は、「地域民主主義」を強化するこうした推進要因³⁰⁾に規定されながら、設置されたことになるが、パリ20区のシャ

ルザ区政自身、この住区評議会にどのような役割を期待していたのか。ブロンディオーとルベックは、それを次の3点で整理している³¹⁾。

① 20区当局がパリ市当局に対抗する手段としての住区評議会

1995年選挙後も依然として RPR が主導するパリ市当局と対立関係にあった当時のパリ20区当局にとって、「全住民の声を代弁している」と想定できる住区評議会は、財政的に脆弱な区政の側からの戦略的攻撃手段。同時に、力をつけつつある地元住民団体と直接交渉する手段。

② 直接民主主義の手段としての住区評議会

共産党など左翼連合区政与党内の少数派が、評議員よりも一般住民たちの自由な参加に力点を置いた直接民主主義を実現するための制度と位置づける一方、社会党などは無秩序な状況に警戒。

③ 市民育成と良識的意見形成の場としての住区評議会

住区評議会は徐々に住民に対し20区当局の政策を表明し、説明する場となる一方で、特にくじ引きで選ばれた評議員に対し、市民育成的な配慮がなされ、彼ら新しいアクターたちに、区役所と住民との媒介者、住民の代表者といった一般市民とは異なる特別な地位が与えられるようになった。

住区評議会に期待される③の役割は、パリ20区当局が住区評議会の設置を通じて強化を目指した地域民主主義にも、公権力側の住民動員戦略的な側面が含まれていることが示唆されている点で、重要である。こうした問題は、2002年の近隣民主主義法というまさに国家法が人口8万人以上のコミューンに対し、住区評議会の設置を義務づける一方で、その制度設計を当該コミューン議会に委ねたように、フランスの住区評議会制が必然的に抱え込む市当局の主導性問題と理解するならば、今日住区評議会を設置しているすべての都市に共通する問題でもある。

他方で、もし住区評議会が市民を育成し、良識的な意見を形成する場として機能する基本条件が明らかにできるならば、フランス近隣民主主義の制度的・実践的改善に対し一定の貢献が期待できるであろう。くじ引きによって一般市民を住区評議会のメンバーに加えることを、仮にその基本条件の一つとした場合、サントメールのようなくじ引き擁護論者が期待するように、社会学的に多様なメンバー構成を確保した熟議フォーラムは、一

般市民の「慣習知」を動員するなかで、熟議の場として活性化していくのであろうか。次項では、くじ引きによって選出された一般市民の発言が、住区評議会の会合においてどのような効果を発揮したのかについて検討していく。

(2) くじ引きの導入は住区評議会になにももたらしたか

前項でみたように、パリ20区における住区評議会は、1995年のコミュニケーション議会選挙を一つの頂点として同区で高まった「地域民主主義」強化の機運や、同選挙で誕生したシャルザ左翼連合区政の思惑を背景としながら、1995年にその活動を開始した。ブロンディオーとルベックの調査研究は、まさにこの「参加民主主義の試行過程」における実に多様な事象を観察し、政治的・実践的問題³²⁾として分析している。ここでわれわれが特に注目したいのは、一般市民(有権者リストからくじ引きで選ばれた評議員や参加した聴衆)による、「経験的認識(témoignage)」に基づいた発話(言葉づかい)の効果について考察している部分である³³⁾。

日常的な観察や長年の暮らしで培った土地勘、さらには職業を通して得た経験などに基づくこの経験的認識は、上述したサントメールの「慣習知」に極めて類似した概念であるといえるが、ブロンディオーとルベックは、こうした認識を自らの判断や個人的認識を自分自身で正当化するよりほかない一般市民に固有のものと位置づけるとともに、これに依拠した発話を、政治・行政担当者による「専門」的な発話やアソシエーションの代表者らによる「第三者」的な発話と区別している。ブロンディオーとルベックによれば、こうした一般市民による経験的認識の表明というかたちをとった討論参加は、実際の会合の場において様々な性質を帯びて現れたとされるが、ここではそれらを以下4つの効果として整理してみたい。

第一の効果は、「経験的認識」に基づく発話の情報補足の性格による熟議促進効果である。すなわち、こうした一般市民の「経験的認識」に基づく発話は、何らかの要請や権利要求としてというよりも、むしろ情報の補足のような討議への貢献というかたちで現れてきたとされるのであり、その意味で、彼らの討論参加は熟議の自然な流れに沿ったものであり、そこまでの討議に承認を与える意味を持つことになる。

経験的認識を動員しても、一つの確定的判断(jugement)にたどり着くとは限らないが、自らの経験的認識をより所にしなければ、一般市民は

いかなる発言もできないという現実がある。とはいえそもそも、討議において発言する者が自らの見解を正当化するにあたって、自らの経験から引き出される事實的諸要素を用いないことなど考えられないのであって、このことが際だった抑制要因となって、住区評議会における熟議も事実に基づく慎重な物言いが求められるようになるという。従って、第二の効果は、「経験的認識」に基づく発話の事実立脚の性格による発言のこうした婉曲化効果である。個人的な趣向や単なる主観に基づく見解やイデオロギーに基づく原理主義的主張、あるいは他者を拒絶するような態度など、そこでは受け入れられないのである。

ブロンディオーとルベックは、こうした「経験的認識」に基づく発話の主たる特質の一つは、彼ら一般市民が発言するに際して、私的な利益に基づく様々な動機とは問題を切り離した上で、もっぱら自らが属する集団や自然環境の集合的利益に配慮して発言している点にあるとされる。一般市民の「経験的認識」は非個人主義化 (dépersonnalisé) されていることがほとんどで、実際住区評議会においても、住民が自らの置かれた個人的な状況や困難を引き合いに出すことはまれであるという。住区評議会には、まさにその優位点として、個人的な権利要求を抑止する性格が見出される。つまり第三の効果は、「経験的認識」に基づく発話の非個人主義的性格による住区評議会での個人的権利要求の抑制効果と要約できる。

こうした個人的な利益要求と対極にあるエゴイスティックないしイデオロギッシュな党派的行動もまた住区評議会では忌避されるという点で、第四の効果は、「経験的認識」に基づく発話の非政治的性格による偏向した党派的発言の抑制効果と呼ぶべきものである。実際住区評議会において、そうした発話はまったくみられず、より一般性をもった偏向のない発話であっても、政治的リーダーや政党に支持を与えたり、国や世界の政治動向を参照したりした政治的発言は、住区評議会では極めて希有であったという。少なくとも住区評議会には活動家たちの居場所が確保されているにもかかわらず、住区評議会ですうした発言が皆無であることを踏まえると、ブロンディオーとルベックが指摘するように、その背景の一つは、参加フォーラムという公共圏の「非政治化 (dépolitisation)」による公開の場での発言の全般的婉曲化にあるのかもしれない。まさにこうした時代の流れが、住区評議会において、政治状況に対する「告発」やある特定の集団やコミュニティの「排斥」、さらには政治秩序からの「断絶」を示唆する

ような言説を抑止する効果を発揮していると考えられる。

「経験的認識」に基づく発話の様々な性格がもたらす以上4つの効果のうち、第一・第二の効果が熟議の活性化に対する貢献と整理できるのに対し、第三・第四の効果は、「経験的認識」に基づく発話の有する一対の性格(非個人主義的性格と非政治的性格)によって住区評議会に参加するすべての者の発言を中立的なものに制約するいわば抑制的効果であるといえる。その意味で、くじ引きの導入はパリ20区の住区評議会になにももたらしたかとの問いに対しては、熟議の活性化と発言の中立化がもたらされたとの回答が示されることになる。

そこでわれわれが改めて想起すべきは、くじ引き擁護論者が、専門家の知識よりも素人の判断を重視する立場をとり、専門的知識を持たないごく一般的な市民たちが対立的な争点に対し個別的な利害を持つことなく熟議に参加することで、彼らの慣習知が動員されることを期待していたことである(第Ⅱ節参照)。個別的な利益を持たないことが、即、立場の中立性を導くものではないが、仮にここで暗黙のうちに称揚されているものが「発言の中立性」であるとすれば、少なくともパリ20区の住区評議会では、くじ引き擁護論者の期待どおり、「経験的認識」に基づく発話がその特質を開花させ、私的利益にも党派的利益にも偏しない討議が実現したことになる。

ただし、専門的知識を持たず、対立的な争点に対し個別的な利害を持たないと言う意味における一般市民の「中立性」が一人歩きを始め、専門的知識を持った専門家たちだけでなく、日常的な市民活動への参加を通じて、こうした熟議に熟達しているアソシエーションの代表者や活動家が敵視されるようになると、それが新たな弊害をもたらすとの指摘もある。こうした問題は、どのような論理で生み出され、どのような構図において深刻化するのか。節を改めて検討していくことにする。

IV. 住区評議会のメンバー構成問題

(1) 一般市民の「慣習知」の行き過ぎた称揚

すでに第Ⅱ節で触れたように、サントメールは、政治領域にくじ引きが導入された場合の民主主義的効用として、対立的な争点に対し個別的な利害を持ちこむことなく熟議に参加しているメンバーの「慣習知」を動員す

ることによって、熟議の質的向上が図られ、良識的な意見形成が期待される点を強調している。「慣習知」の動員による良識的意見形成という考え方は、現代の様々な熟議フォーラムがそのメンバーの選出にくじ引きを積極的に採用する背景の一つとなっているだけに、極めて重要である。

ところでわれわれは、「慣習知」の動員による良識的意見形成という場合、「慣習知」のなかに相対立する2つの方向性があることに気づく。すなわち、アソシアシオンの代表や活動家のように、争点に精通しているがゆえ、個別の利害関心のみでものごとを考えることに懐疑的な人々の「慣習知」と、与えられている争点についてなら特定の利害に偏しない一般市民の「慣習知」である。

サントメールは、この後者の意味における「慣習知」の理念が、アメリカの司法陪審制において理不尽なほどに拡張し、いまや「同胞による裁決」といった大義は忘れ去られ、陪審員たちが白紙のノートのように無知の状態から審理を開始することこそが公正さであると考えられるようになっていと述べている。ここにはジョン・ロールズ (John Rawls) がいう「無知のヴェール」を彷彿とさせるような世界が想定されているが、サントメールによれば、一定緩和されているとはいえ、こうした見方が特にドイツの市民陪審制のなかに見出されるとされ、なかには個別利益を主張する恐れのある組織化された諸勢力を排除することで、討議の中立性を確保することを中心課題とするようなモデルも登場したという³⁴⁾。

もしこのように、討議の中立性のみが探求すべき課題とされ、公正な熟議は個別利益を主張する勢力や争点について事前に利害関心を有している人々を排除することでこそ確保できると考えられるならば、決して無視できない重大な帰結をもたらすことになる。すなわち、サントメールが「くじ引きに依拠した参加民主主義が結社民主主義と対立する」³⁵⁾と表現したように、くじ引きが市民参加に不慣れな「一般市民」を動員する手法として用いられる場合、従来から参加民主主義の運動を担い、アソシアシオンに加入して活動しているような「自発的参加者たち」とのあいだに対立関係が生み出され、熟議フォーラムによっては、アソシアシオンの代表者や活動家を排除するところもでてくるのである。

そしてこの点は、筆者が現地調査を実施しているアミアン市において、2009年1月に導入された新しい近隣住区システムをめぐる生じている紛争の背景を説明するものであるだけに、極めて重要である。いま述べたよ

うな構図において発生しているアミアン市の近隣住区システムをめぐる紛争とはどのようなものか。項を改めて検討していくことにする。

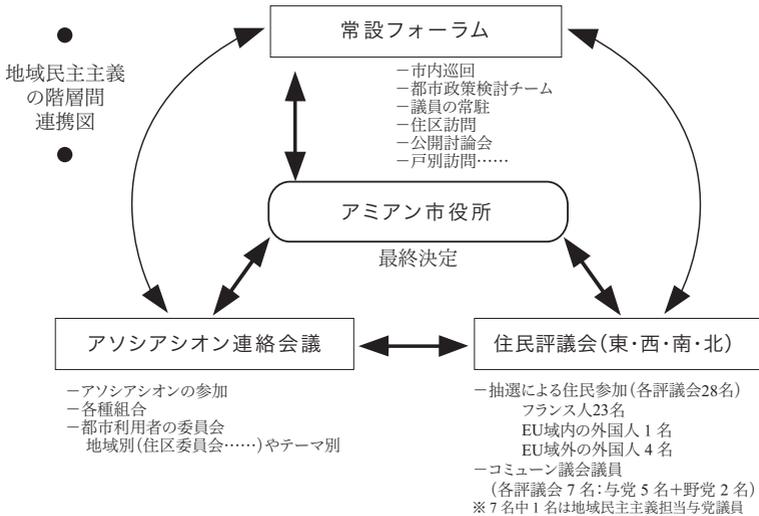
(2) くじ引きによる一般市民の動員か、市民活動家の自発的参加か

2002年の近隣民主主義法による住区評議会制の導入以降、初の投票がおこなわれた2008年3月のコミュン議会選挙において、市政担当者の交代があったアミアン市では、社会党のジル・ドゥマイ (Gilles DEMAILLY) 率いる左翼連合リスト (社会党、フランス共産党、緑の党、左翼急進党、共和主義者と市民の運動) が、現職市長のジル・ドゥロビアン (Gilles DE ROBIEN) 率いる政権与党リストを破り、3期19年にわたりつづいたロビアンの中道右派市政が終焉した。選挙マニフェストのなかで左翼連合陣営は、ロビアン市政の下で展開されてきた近隣住区システムの見直しを打ち出していたが、新市政の成立を受け、旧市政下で市当局が地域住民アソシーションとしての住区委員会 (住区委員会連合と26の住区委員会) と特権的なパートナー関係を取り結び、制度上同委員会を住民合議機関とみなす仕組みは廃止され、新たに「住民評議会」が設置された (アミアン市への参加憲章³⁶⁾により、アミアン市内は東西南北の4領域に区画され、それぞれに住民評議会が設置された³⁷⁾。

本稿がここで注目するのは、この憲章が、旧システムにおいて中心的地位を占めていた住区委員会連合 (および26の住区委員会) のメンバーを、新しい住民合議機関としての住民評議会に参加させることなく、彼らの今後の活動空間を「アソシーション連絡会議」とした点である (【図表】「地域民主主義の階層間連携図」を参照)。この憲章の策定プロセスでは、住区委員会 (連合) のメンバーが新設住民評議会に引き続き参画できるよう求めた結果、新市政当局と紛争が生じたが、結局同憲章は、住区委員会があくまでも「1901年法に基づくアソシーション」である点を強調し、「住区レベルの自治体計画にかんする事前協議や検討に特化した枠組み」として、「地域問題を担当するアソシーション連絡会議に統合される」としている (アミアン市の熟議フォーラムとしての住民評議会におけるメンバーシップ問題)。

市当局主導による近隣住区システムの変更に伴う住民団体と市当局との紛争は、幾つかの都市においてすでに2002年に近隣民主主義法が実施さ

【図表】 アミアン市ドゥマイ市政の近隣住区システム



れた段階から観察されていたが³⁸⁾、この問題は上述のように、人口8万人以上のコミューンに対し住区評議会の設置を義務づける一方で、その制度設計を当該コミューン議会に委ねた同法がまさに国家法として制定された時点で、いわばすでにビルトインされていた問題であり、フランスの都市ガヴァナンスにおける市当局の主導性問題というかたちで論じられなければならない。

この点にかんする検討は別稿³⁹⁾に譲るものとし、むしろ本稿では、アミアン市の新システムがどのような論点をいずれの合議機関で討議すべきかを整理しないまま、出席するメンバーのカテゴリーに基づいて、形式的に住民評議会とアソシアション連絡会議という2つの機関を設置した結果、同市の近隣住区システムを不活性なものとしている点を指摘したい。すなわち、アミアン市の住民評議会は、そうした制度設計の必然的結果として、くじ引きで選ばれた一般市民(熟議に必ずしも熟達していない)と市会議員が対面する場となったが、実際そこでの審議結果を市議会に還元するようなレベルには未だ達していないというのである(アミアン市助役および住民評議会評議員へのインタビューより⁴⁰⁾)。

このように、熟議フォーラムのメンバー構成と会合における熟議の活性

化可能性に着目するならば、くじ引きで選ばれた一般市民と市会議員だけでなく、住区評議会にアソシアシオンの代表・活動家に参加枠⁴¹⁾を確保しているリール市の近隣住区システムのほうが、会合における相乗効果という点で今後の発展が期待できるかもしれない。もっとも、現実の会合では、そうした選出枠の違いはほとんど意識されないまま、討議は進行していくという。すなわち、評議員39名からなる同市サントル住区評議会では、初回におこなったいわゆる初顔合わせの自己紹介の時以外、評議員が自らの選出枠について言及する機会はなく、通常の会合において特段席次が定められているわけでもないため、選出枠を意識すること自体が不可能であるという(リール・サントル住区評議会議長へのインタビューより⁴²⁾)。

いずれにせよ、こうしたリール市住区評議会のメンバー構成は、サントメールがベルリンの陪審制を事例として紹介している、まさに「混合型」熟議フォーラムのそれである。サントメールは類型化をおこなってはいないが、アミアン市住民評議会のメンバー構成は従って「分離型」に分類されることになる。ともあれ、もしこうした混合型の熟議フォーラムが市民の良識を集約した意見を提出するようなレベルに達すれば、アソシアシオンの代表者(市民活動家)たちの意見をそこへ統合する、あるいは少なくとも彼らの意見に耳を傾けることで、彼らが集約した意見に「共鳴箱(*caisse de résonance*)」を与えることになり、これらの熟議フォーラムによって討議される諸テーマは、多くの場合、その前後にアソシアシオンが展開する一般市民からの意見集約活動を通じて、より一層明瞭なものとなるであろう⁴³⁾。

V. むすび——今後の比較調査研究へ向けて——

(1) 本稿のまとめ

以上のように、本稿は現代フランスにおける熟議フォーラムとしての住区評議会がメンバー選出においてくじ引きを採用する動きが近年見られることに注目し、その方法としてのくじ引きが有する意味・意義や問題点について理論的に考察するとともに、メンバー構成にくじ引きを導入しているフランス諸都市の住区評議会を事例とする経験的分析を試みた。

第Ⅱ節では、現代の様々な熟議フォーラムのメンバー選出にくじ引きを導入する意義について、くじ引き擁護論の立場に立つサントメールの議論

を中心に検討し、その意義を、社会学的に多様なメンバー構成の実現と、一般市民の「慣習知」の動員による良識的な意見形成の2点で整理した。しかし、こうした一般市民の慣習知が現実の意見形成プロセスにおいて、どのような効果を有するのかは必ずしも明らかでないため、第Ⅲ節では、1995年に設置されたパリ20区の住区評議会がメンバー構成にくじ引きを採用していた点に着目し、ブロンディオーとルベックの現地調査研究に依拠しながら、一般市民に固有の「経験的認識」に基づく発話が会合の場において、4つの効果（「経験的認識」に基づく発話の情報補足的性格による熟議促進効果、「経験的認識」に基づく発話の事実立脚の性格による発言の婉曲化効果、「経験的認識」に基づく発話の「非個人主義」的性格による住区評議会での個人的権利要求の抑制効果、「経験的認識」に基づく発話の非政治的性格による偏向した党派的発言の抑制効果）を発揮したことを指摘した。

他方で、熟議フォーラムのなかには、専門的知識を持たず、対立的な争点に対し個別的な利害を持たないという意味で中立的な一般市民の良識的意見形成力に大きな期待を抱くあまり、アソシアシオンの代表者・活動家を討議の開始前から個別の利害関心を有している存在として敵視し、彼らを排除している事例があることを踏まえ、第Ⅳ節では、こうした観点からアミアン市の住民評議会の問題状況を分析した。その結果、一般市民とアソシアシオンというメンバーのカテゴリーに基づいて、形式的に2つの合議機関を設置していることが、同市における近隣住区システムを不活性化なものとしている点を指摘するとともに、これら2つのカテゴリーをともに構成メンバーとしているルール市の住区評議会を紹介し、このメンバー構成方法をサントメールがいう「混合型」熟議フォーラムのそれに分類することで、一定の類型化をはかった。

(2) 今後の調査研究課題

この類型化では、アソシアシオンの代表者・活動家に枠を与えていないという意味で「分離型」に分類されるアミアン市住民評議会のメンバー構成も、参政権を持たない定住外国人に参加枠を確保しているという意味では「混合型」という。規定によれば、東西南北4つの住民評議会における「住民枠」28名の内訳は、23名がフランス人有権者名簿からの抽選、1名が欧州議会選挙有権者名簿からの抽選、4名が名簿登録されていない

住民からの応募に基づく候補者リストからの抽選とされており、ヨーロッパ市民権を保有していることから地方参政権が与えられる EU 域内出身の定住外国人 1 名以外にも、EU 域外出身の定住外国人に対し枠を確保しているのである。

すでに本稿の冒頭で紹介した、住区評議会にかんしてレヴィが提起する 6 つの問題のうち、③非有権者の参加問題（外国人や子どもも参加可能か？）がこれに該当するが、この問題は、熟議フォーラムとしての住区評議会の正統性を規定する代表性の問題であり、非有権者の利益は誰がどのように代表するののかという民主主義の根本問題であるだけに、極めて重要である。この点に関連して、リール市の住区評議会には外国人枠は設定されていないものの、別途「定住外国人評議会」という熟議フォーラムが 2010 年 4 月に設置されるなど、非有権者に市政参加の機会を与える措置が執られている点は極めて興味深い。アミアン市を含め、非有権者の市政参加が今後の調査研究課題であることを確認して、むすびとしたい。

※本稿は文部科学省より交付を受けた平成 22 年度科学研究費補助金・若手研究 (B) [課題番号：21730119] による研究成果の一部である。

注

- 1) 小川有美「はじめに」 「熟議＝参加デモクラシーの比較政治研究へ」(小川有美編『ポスト代表制の比較政治——熟議と参加のデモクラシー——』(比較政治叢書③、早稲田大学出版部、2007年)、i-v 頁、1-22 頁を参照。
- 2) そうした現象の概略については、篠原一『市民の政治学——討議デモクラシーとは何か——』(岩波新書、2004年)、175-181 頁を参照。
- 3) 篠原一、前掲書、2004年、159頁。

ランダム・サンプリングについて、例えば『日本大百科全書』(小学館)では次のように解説されている。

無作為抽出、任意抽出ともいう。社会調査の対象となるものの個数が多いときには、全体を調べるためにはたいへんな費用や時間を要する。また、そのようにして収集されたデータは、結果が古くて役に立たないものになったり、調査の条件が一定でなくなったりする。ランダム・サンプリングは、調査対象の全体を調べるかわりに一部分を調べ、そこから全体を推量するためになされる。したがってサンプルは、調べようとす

る対象全体すなわち母集団の縮図となるよう、無作為抽出のように各個体の特性を考慮せず、偶然にゆだねて決定されなければならない。(以下省略)

- 4) Yves SINTOMER, *Le pouvoir au peuple : Jurys citoyens, tirage au sort et démocratie participative*, La Découverte, 2007.
- 5) 1980年代末になると、デンマークでは「コンセンサス会議（無作為抽出で選ばれた15名の素人が科学技術にかかわる重大問題について討論する）」が組織され、アメリカでは「熟議投票（論争的なある一つの問題について多くの市民たちに討議してもらう）」が登場し、具体化された。またサントメールによれば、オーストラリアの幾つかの労働組合において、その組織のあり方や活動方針について見直しを図るべく、無作為抽出で選ばれた組合員からなる会議体やワーキング・グループが設置されたという。さらに1990年代以降、こうした手法が他国へと広がり、様々な実験的取り組みが試みられた。すなわち、英国、アメリカ、ドイツ、スペインを中心に世界中で何百もの市民陪審が設置され、デンマークやその他のヨーロッパ諸国では、実に50ものコンセンサス会議が組織され、アメリカやその他の国々において熟議投票が組織されたのである。 *Ibid.*, p. 101.
- 6) *Ibid.*, pp. 102-103. サントメールはくじ引きを採用したパリ20区の住区評議会が「1992年」に設置されたとしているが、まさにその設置を定めた「パリ20区住区評議会憲章 «La Charte des conseils de quartier du XXème arrondissement»」が1995年に制定されたという事実を踏まえ、本稿も「1995年」に設置されたものとして議論を進める。なお現在は、同区議会が2008年12月11日に採択した「パリ20区地域参加民主主義憲章 (La charte de la démocratie locale et participative dans le 20^e)」に基づいて施策が実施されている。また、当時その設立にかかわった当事者の記録としては、次のものがある。 Bernard RULLIER, «La démocratie à la parisienne», *Pouvoirs*, n° 110, Paris, 2004, p. 19-33.
- 7) Yves SINTOMER, *op. cit.*, 2007, pp. 102-103.
- 8) 「市町村」と訳される場合もあるが、日本のように市町村それぞれについて制度上の区分はない（パリ・リヨン・マルセイユ三大都市の特別制度を除く）。
- 9) 2006年現在。Direction générale des collectivités locales (Ministère de l'intérieur), 2009 «Les communes par taille: Populations légales en 2009 (année de référence 2006) -Répartition des communes par taille», *Les collectivités locales en chiffres 2009*.
- 10) フランス住区評議会制の制度的諸特徴は、よりミクロな視点で言えばその国会審議過程によって、よりマクロな視点で言えば公職兼任制や「一にして

- 不可分の共和国」という国家観などフランスの伝統的政治文化によって、大きく規定されているといえる。こうした住区評議会制の「経路形成」にかんしては、拙稿「フランス『近隣民主主義』の法制度的発展とその条件形成——1980年代以降の都市コミュニケーションにおける住民『参加＝包摂』型地域行政管理の現出——」（『日仏政治研究』第4号、2009年）を参照。
- 11) Albert LEVY, « La démocratie locale en France : enjeux et obstacles », *Espaces et sociétés*, 2003, n° 112, L'Harmattan, pp. 155-177.
 - 12) *Ibid.*, p. 168.
 - 13) Loïc BLONDIAUX, Sandrine LEVÊQUE, « La politique locale à l'épreuve de la démocratie. Les formes paradoxales de la démocratie participative dans le XX^e arrondissement de Paris », Catherine NEVEU (dir.), *Espace public et engagement politique*, L'Harmattan, 1999, p. 27.
 - 14) Albert LEVY, *op. cit.*, p. 168.
 - 15) Yves SINTOMER, *op. cit.*, 2007.
 - 16) Loïc BLONDIAUX, Sandrine LEVÊQUE, *op. cit.*, 1999, pp. 17-82. ただし、ブロンディオーとサンドリーヌ・ルベックは、「17世紀以来西欧民主主義諸国が見限り、拒否してきた民主主義的手法」としてのくじ引きにかんする検討はさしあたり脇に置いておくとし、「くじ引きの歴史とその政治的意義」については次のものを参考文献として紹介している。Bernard MANIN, *Principes du gouvernement représentatif*, Calmann-Lévy, 1995. (筆者の手元にあるのは2008年に公刊された Flammarion 版。)
 - 17) Yves SINTOMER, *op. cit.*, 2007, pp. 102-103, pp. 138-139, p. 150.
 - 18) *Ibid.*, p. 134.
 - 19) *Ibid.*, pp. 135-139.
 - 20) 司法領域における陪審制にみられる考え方であり、専門家による決定の独占に対し、一般市民の「常識」を対置する。科学技術にかかわる政治的選択が専門家から提起される技術的要請に還元されえないと認識される。こうした考え方が、過去何世紀にもわたって陪審制を正統なものとし、今日の熟議フォーラムにおいても緩和されたかたちで登場してきた。
 - 21) くじ引きによって、すべての人が熟議に参加可能となるが、社会的に異質性を内包した共同体ではすべての個人を互換可能な存在とは考えられない。
 - 22) *Ibid.*, pp. 138-139.
 - 23) アメリカの哲学者ジョン・デューイの議論から「慣習知」の概念を抽出したサントメールは、フランス革命期の民衆からなる陪審制以来、「同胞による裁決」という考え方には、裁かれる者の置かれた状況や直面している諸問題を裁く者が理解していることが公平な裁決の必須条件であるという理念が明確に含まれていたとし、現代の熟議フォーラムにおいても、民衆世界の事

- 情に通じた一般市民の「慣習知」を動員することで、熟議の質的向上が図られるとの理解が共有されているとする。Ibid., pp. 148-150. また、近年フランスの政権担当者や市民活動家のあいだで用いられるようになったとされる「市民知 (savoir citoyen)」「日常知 (savoir ordinaire)」そして「慣習知 (savoir d'usage)」を手がかりに、ジョン・デューイやヨーゼフ・シュンペーターの議論を整理し、上述の問題を詳細に検討した次の文献も参照。Yves SINTOMER, « Du savoir d'usage au métier de citoyen », Territoires, n° 471, octobre 2006.
- 24) Yves SINTOMER, *op. cit.*, 2007, pp. 139-141.
- 25) Ibid., pp. 144-148.
- 26) Anne Phillips, *The Politics of Presence*, Clarendon Press, Oxford, 1995. また、「何」を代表するのにかかわる「アイデアの政治」に対して、「誰」が代表するのにかかわる「存在の政治」を重視する立場から、代表制民主主義におけるクォータ制 (男女同数制) を擁護するフィリップスの議論にかんしては、田村哲樹『政治理論とフェミニズムの間——国家・社会・家族』(昭和堂、2009年) の第5章「クォータ制の正当化根拠——ヤングとフィリップスを中心に」を参照。
- 27) フランスのコミュン議会選挙は、3万6千余りある全コミュンで、同一の日程に基づき一斉に実施される。現行選挙制度は1982年11月9日法により制定されたものであり、投票方法は人口規模により適用される制度が決定される (人口3500名以上のコミュンは、名簿式比例代表二回投票制で実施)。また、パリ・リヨン・マルセイユの3大都市については、区制が敷かれており、各区の区議会が他のコミュンと同様の制度で選挙を実施するとともに、議席配分時における各党派の上位当選者が各市議会の議員を兼任する。なお、市長 (区長) は議員の互選で選出されるため、通常は多数派を確保した候補者名簿の筆頭者が就任する。
- 28) ベルヴィル (Belleville) とメニルモンタン (Ménilmontant) の周辺に移民労働者が多く暮らし、困難地区を抱える、まさに「庶民的なパリ」を表象するパリ20区は、近年社会問題を取り上げたドキュメンタリー映画の舞台ともなっている。
- 29) Loïc BLONDIAUX, Sandrine LEVÊQUE, *op. cit.*, 1999, pp. 21-27.
- 30) ブロンディオーとルベックはこれに加えて、1960年代にグルノーブル市などを拠点にGAM (自治体活動グループ) が展開し、その後ADELS (地域社会民主主義協会) が継承した「地域民主主義」運動の存在 (歴史的規定要因) や、「地域民主主義」にかんする諸規定を定めた1992年の地方行政指針法 (Loi d'orientation du 6 février 1992 relative à l'administration territoriale de la République) の存在 (法制度的規定要因) を指摘する。Ibid., 1999, pp. 23-

25.

また興味深い点として、ブロンディオーとルベックは社会科学研究者による実態の理論化があったことを指摘している。すなわち、大学教員で政治社会学博士のドミニク・ヴォルトン (Dominique WOLTON) が1995年コミュニケーション議会選挙に先駆けて住区全住民に対しアンケート調査を実施し、社会党シャルザ陣営は、その分析結果を軸に選挙争点を設定し、設置を公約した「住区評議会」をより具体的に定義したのである。住区評議会の設置とその活動の正当化において研究者が果たした役割にかかわって、ブロンディオーとルベックは、パリ20区に住区評議会が実際に設置されたことに伴い、「地域民主主義監査委員会」が設置され、年次報告書でパリ20区やその他の自治体に設置された参加民主主義機関の活動について検討したことの重要性を指摘している。同委員会には、ジャック・ブヴェレス (Jacques BOUVERESSE)、ミシェル・クロジェ (Michel CROZIER)、ドミニク・シュナペール (Dominique SCHNAPPER)、ミシェル・ヴィヴィオルカ (Michel WIEWIORKA)、さらには上述のヴォルトンらが名を連ねていた。Ibid., pp. 26-27.

31) Ibid., pp. 28-32.

32) すなわち、①住区評議会をどこで開くかという民主主義的実践の場の問題(住区民主主義を象徴するような特定の場所がなく、カフェ、劇場の舞台の上、20区役所内のVIPサロンなど)という基本的な問題から始まり、区政担当者たちにとっては「民主主義の実践と代表制の秩序をいかに両立させるか」という問題に集約されるような、②評議員と聴衆とのあいだの発言の順序や時間配分の問題(設置1日目から早速発生し、聴衆の発言をどのように位置づけるかで住区評議会の性格自体が変化してしまうような重大問題に)や、③発言の自由と審議の秩序とをいかに両立させるかという問題(聴衆が次々と区当局へ釈明を要求する無秩序状態を回避するための事前の論点絞り込み)、さらには④住民の不満爆発をいかに予防するかという問題(審議における区当局の主導性)に次々と直面したのである。Ibid., pp. 33-50.

33) Ibid., pp. 50-61.

34) Yves SINTOMER, *op. cit.*, 2007, pp. 148-150.

35) Ibid., p. 150.

36) « Charte de la participation pour la ville d'Amiens », Marie d'Amiens, *Guide de la participation*, pp. 8-15.

37) 「近隣住区システム」の概念的定義、ルール・アミアン両市の都市としての概要、そして両市における新制度のより詳細な整理・検討と比較については、拙稿「フランスの住区評議会制とコミュニケーション議会選挙——アミアン市とルール市の比較事例研究——」『愛知県立大学外国語学部紀要(地域研究・国際学編)』(第42号、2010年3月)を参照。

- 38) 例えば、地中海沿岸の3都市（マルセイユ・トゥーロン・ニース）において生じた様々な紛争を観察したものとして、Cesare MATTINA, « Gouverner la « démocratie locale » urbaine. Comités de quartier et conseils de quartier à Marseille, Toulon et Nice », *Sociologie du travail*, 50, 2008, pp. 184-199. を参照。この論文においてマッティーナは、これら3都市を「社会史的・比較論的パースペクティヴ」から動態的に分析し、3都市の「住区委員会（1901年アソシアシオン法準拠）」が従来市当局と取り結んできた特権的關係が、住区評議会制の導入プロセス（2002-2003年）によって暗黙のうちに再検討に付され、特にこれらの地域アソシアシオンが従来享受してきた「3つの正統性（地域的・制度的・名望家的）」について、再定義がなされたことを明らかにしている。
- 39) フランスを含む世界の諸都市における参加民主主義制度の導入が、市当局の主導性問題に直面するなかで必ずしも都市ガヴァナンスに向かっていない状況について検討したものとして、拙稿「都市の近隣住区から政治を模索する——フランスにおける『都市ガヴァナンス』空間の創出可能性——」（田村哲樹・堀江孝司編『模索する政治——リベラル・デモクラシーと福祉国家の行方——』、ナカニシヤ出版、近刊）を参照。
- 40) 2010年9月1日、アミアン市役所地域民主主義事務所にて実施。
- 41) 2008年6月22日に規定された「リアル住区評議会制内規」によれば、議長（市長から任命された市議会議員1名）のほか、評議員として、フランスの有権者リストから抽選される「住民抽選枠」や、リアル市議会内の各会派が推薦する「政治枠」と並んで、「フォルス・ヴィーヴ」枠が設定され、アソシアシオンや職能団体などの特性や代表性などを加味して、住区評議会議長が推薦するとされている。
- 42) 2010年9月7日、リアル市サントル住区支所にて実施。
- 43) Yves SINTOMER, *op. cit.*, 2007, p. 151.